

# 平成28年熊本地震を踏まえた 発電機車等への燃料供給体制について （関連報告）

平成29年3月21日

経済産業省 商務流通保安グループ

電力安全課

# 1. 本報告の背景

- 昨年4月の熊本地震において、全国で初めて、発電機車169台による面的送電を実施したが、発電機車への燃料供給面で課題があることが明らかとなった。
- このため、電気事業者、燃料関係事業者及び経済産業省において、今後の連携体制について検討を進めてきたところ、その状況について報告するもの。



電源車による供給

## 2. 平成28年熊本地震において得られた教訓

- 発電機車による継続的な電力供給のため、拠点とするSS等、大量の軽油、多数の小型ローリーなど、燃料を供給するための仕組みが必要。
- また、それらを行うに当たり、今回のようなケースにおいては、**被災地域の電力会社が通常取引している石油販売事業者のみでは十分な量を確保するのが困難。**

イメージ図

被災地域  
電力会社



電力会社の取引先  
(石油販売事業者)



軽油保管量

小型ローリー保有台数

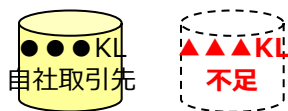


他電力  
応援後



他電力応援後の  
所要量

軽油必要量



小型ローリー必要台数



石油販売事業者  
の協力

軽油融通量

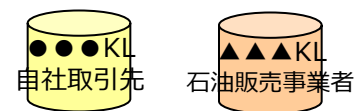


小型ローリー融通台数



所要量の確保

軽油確保量



小型ローリー確保台数



### 3. 今後に向けて克服すべき点

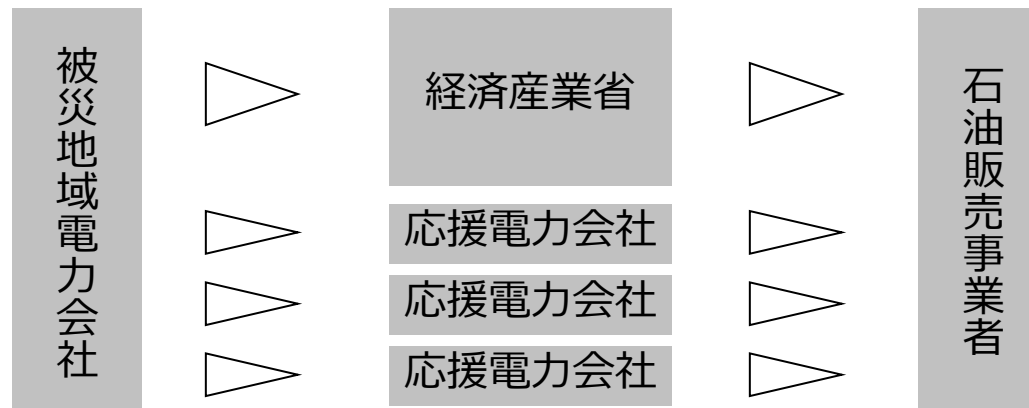
- 電力会社において、石油販売事業者の給油施設等に関する情報が不足。

- ・被災地域近辺のどこにSS、小口配送拠点等があるか不明
- ・保有設備（小型ローリー等）、供給能力（タンク容量、高速ノズルの有無等）が不明



- 一般に電力会社では常備していない軽油や小型ローリーを確保する必要があり、全国各地の電力会社から石油販売事業者に対して、重複して協力依頼が行われたことによる混乱。

- 連絡体制や役割分担が不明確なことによる無用の混乱。



# 4. 今後の体制について（検討状況）

- 各地域の電力会社においては、全石連（全国石油商業組合連合会）が整備した石油販売事業者リストを保持。被災時に通常取引のある取引先で調達（ステップⅠ）ができない場合には、リスト上の**より広範な事業者にも連絡できる体制**を構築（ステップⅠ'）。
- 石油販売事業者との間で問題が生じる場合には、**都道府県に調整**を要請（ステップⅡ）。
- 都道府県で対応が困難な場合や自治体を跨ぐ場合には、経済産業省・資源エネルギー庁に調整を要請し、**全国組織である石油連盟、全石連を通じた調整**を実施（ステップⅢ）。
- 経済産業省は電力会社からの報告等によりステップⅠ'の段階から調整状況を把握。

